

変 更 届 (当座預金を除く)

お届け日 年 月 日

留萌信用金庫 御中

次の通り届出内容を変更したく、必要な書類を添えて届けます。

1. 届出事項

変 更 後	おところ (番地・アパート名・室番号もご記入ください。)		お届け印 (新印鑑)
	〒 □□□-□□□□		
	おなまえ		
おでんわ 自 宅 ()			
携 帯 ()			
変 更 前	おところ (番地・アパート名・室番号もご記入ください。)		お届け印 (旧印鑑)
	おなまえ		
	おでんわ 自 宅 ()		
携 帯 ()			

※変更前の項目のみ、ご記入等お願いします。

2. 変更項目 (該当するものを○で囲んでください。)

住所・名義 (名称)・電話番号・代表者・肩書き・取引印・その他 ()

3. お取引の種類

(該当する店名をご記入のうえ、預金等種類を○で囲んでください。口座番号を特定される場合は口座番号もご記入ください。当庫他店のお取引分は、店名欄にお取引店舗名もご記入ください。)

店 名	預 金 等 種 類 ・ 口 座 番 号																				
① 本店 支店	全 科 目	普 通						定 期					通知								
	総合口座	貯 蓄											定期積金								
	債 券							預 金													
	出 資																				
② 本店 支店	全 科 目	③						全 科 目	④						全 科 目	⑤					
	総合口座							総合口座							総合口座						
	普 通	本店						普 通	本店						普 通	本店					
	貯 蓄	支店						貯 蓄	支店						貯 蓄	支店					

<信用金庫使用欄>

①

店名(受付店)	
処 理 日	年 月 日
送 付 日	年 月 日

検 印	処理印	受付印

②～⑤

店名(原店)	
処 理 日	年 月 日

僚店受付の場合

検 印	処理印	受付印

変 更 帳 票 お よ び 本 人 確 認 事 務

＜変更帳票および事務について＞

	取引の相手方	変更帳票・事務					「△」：本人確認が条件付で必要とされる事務
		印鑑票	通帳・証書	顧客変更登録	索引簿変更	本人確認	
住 所	全人格	○		○	○	△	本人確認済の場合は本人確認を不要とするが、顧客名寄せ事務において本人確認書類の写しを要する。
電話番号	全人格	○		○	○		
名 義 名 称	全人格	○	○	○	○	△	変更内容を確認できる本人確認書類は、提示および変更届添付書類として写しを要する。権能の名称変更は、新規約・会則を徴求する。個人事業主の事業名変更および任団の名称変更は、確認書類が存在しないため確認手続きを不要とする。
代表者 肩書き	一般法人	○	○	○		△	本人確認済の場合は本人確認を不要とするが、変更届添付書類として本人確認書類の写しを要する。
	任団・権能等						
	国・地公体					△	
改 印	全人格	○		△			要求性預金の印鑑票は、印鑑照合システムの再登録を行う。

※ ○：必須 △：条件付で必要

＜留意事項＞

- 必要とされる本人確認書類については、本人確認事務取扱要領および本人確認書類コード一覧表を参照する。
- 取引の任に当たっている者（取引担当者）に変更が生じた際、任団・権能等は新たな取引担当者の本人確認を要する。なお、一般法人、国・地公体は、疑わしい取引等に該当する場合に本人確認を要する。
- 非課税貯蓄（マル優）利用者に該当する場合、異動申告書を徴求する。
- 住所・氏名変更で、本人確認書未作成の場合は本人確認書を作成し、作成済の場合は変更内容を摘要欄に追記する。なお、取引担当者も変更となる場合は、新たに本人確認書を作成し旧本人確認書と共に保管する。

僚 店 分 受 付 処 理

＜受付店欄と原店欄の使用について（信用金庫使用欄）＞

- 受付店は、自店分・僚店分いずれの場合も受付店欄を使用し処理する。受付のみの場合、処理日は斜線とする。
- 僚店分受付時は、受付店欄に店名表示後、該当店分の写し（両面）および添付書類を該店の僚店へ送付する。当該写しを受領した僚店は、原店欄を使用し処理する。

＜留意事項＞

- 僚店分を受付した際、変更前の届出内容が登録内容と相違している場合、顧客に対し、変更前届出事項欄内へ該当店名および各変更前届出内容をご記入願う。そのため当該欄には、複数の届出内容が記入されることがある。（記入例を参照）
- 要求性預金以外の改印については、事前に印鑑照合システムによる印鑑照合ができないことから、変更届の受付は僚店では行わず原店でのみ受付とする。
- 非課税貯蓄（マル優）利用者に該当する場合、異動申告書を徴求する。
- 本人確認書未作成の店舗分の変更届受付時は、受付店において作成した本人確認書を、変更届一式と共に該当店に送付する。